

介護・福祉・国保の制度改革について

平成30年2月16日
福祉システム委員会
委員長 金本 昭彦

目 次

1. 福祉システム委員会 活動報告
2. 介護保険制度改革への取組み
3. 介護事業者連携への取組み
4. 後期高齢者医療制度への取組み
5. 障害者総合支援法改正への取組み
6. 子ども子育て支援法施行への取組み
7. 国保の都道府県化への取組み

1. 福祉システム委員会 活動報告（平成29年度事業計画実績）

福祉システム委員会
（金本委員長）
（副委員長：
今井・丸山・田中）

- ①厚生労働省各部署、内閣府・子ども子育て本部、内閣官房IT室、番号制度推進室等へのロビー活動
- ②各WGの活動を円滑に遂行するための各種支援
- ③厚生労働省・国保中央会と以下の検討委員会を共同で設置
 - ・「介護保険システム検討委員会」へ委員10名派遣
 - ・「障害者総合支援システム検討委員会」へ委員8名派遣
 - ・「障害者総合支援法等審査事務研究会」へ委員派遣
 - ・「国保保険者標準事務処理システム検討会」へオブザーバ3名派遣
- ④当委員会を代表して以下の専門委員会に参画
 - ・「介護のシゴト魅力向上懇談会」へ委員派遣
 - ・「介護サービスにおける情報通信技術活用実証研究事業」へ委員派遣
 - ・「介護事業所におけるICT活用等によるサービス提供の支援に関する調査研究事業」へ委員派遣
 - ・「保育現場のICT化・自治体手続等標準化検討会」へ委員派遣
 - ・福祉医療機構の「WAMNET事業推進専門委員会」へ委員派遣 等

介護保険事務処理WG
（田中WGリーダー）

- ①平成30年介護保険制度改正に対する市町村の運用、システムへの影響範囲を精査し、厚生労働省、国保中央会へ提言活動

1. 福祉システム委員会 活動報告（平成28年度事業計画実績）

介護事業者連携WG
（鴻谷WGリーダー）

- ①介護事業所での業務上の文書について、効率化・生産性の向上という観点で見直しが見られるため、介護事業者連携の電子化の推進を支援

後期高齢者WG
（岩田WGリーダー）

- ①番号制度対応に関する活動
- ②その他法改に関する活動
元被扶養者の軽減特例措置の縮小・廃止に関する高確法改正、株式等の譲渡所得等の分離課税制度の変更などの対応、情報収集・発信など

障害者総合支援法WG
（細谷WGリーダー）

- ①平成30年4月に予定されている障害者総合支援法の見直し改正について厚生労働省、国保中央会へ提言活動
- ②番号制度に関し、各種インターフェース仕様や今後の対応について情報収集・発信など

子ども子育て支援WG
（河野WGリーダー）

- ①内閣府へのシステム的な見地からの提言活動
- ②児童手当、児童扶養手当の改正や保育の請求業務の標準化に関する情報収集活動

国保都道府県化WG
（大村WGリーダー）

- ①システム検討会における検討や提言活動
「国保保険者標準事務処理システム検討会」におけるオブザーバー参画
JAHISのHP（ダウンロードサイト）を活用した、メンバーへの情報共有

2. 介護保険制度改正への取組み

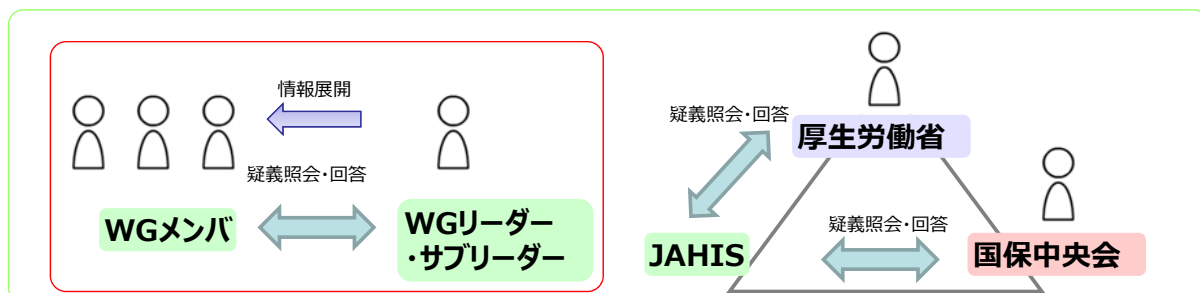


介護保険制度の見直しを受けた活動を実施

平成29年度主な活動内容

平成30年介護保険制度改正等に関する厚労省、国保中央会と各種議論、提言を実施

- 平成30年介護保険制度改正に関して、JAHIS会員より疑義を受付し、厚生労働省、国保中央会へ制度の内容および詳細仕様の確認を実施
- JAHIS会員向けの制度改正に関する説明会を開催
- 制度改正に関する事務連絡等の情報共有を実施



2. 介護保険制度改正への取組み



介護保険制度見直しを受け活動を実施

平成30年度主な活動内容目標

平成30年介護保険制度改正等に関する厚労省、国保中央会と各種議論、提言を実施 WGメンバーへの情報展開

「主な議論案件」

- 高額介護サービス費の見直し（年間上限額の設定）（平成30年8月施行）
※ 初回計算期間：平成29年8月～平成30年7月
- 高額医療合算介護サービス費の見直し（平成30年8月施行）
- 負担割合の見直し（3割負担）（平成30年8月施行）
- 福祉用具の保険給付の適正化（平成30年10月施行）
- 平成30年4月障害福祉サービス制度改正に伴う介護保険事務処理システムへの影響（新高額障害福祉サービス等費給付費）

2. 介護保険制度改正への取組み

介護保険システム検討委員会

主催者：国保中央会

各システムの標準化の支援

- ・サービスコード担当
 - ・事務処理コンサルタント担当
 - ・市町村システム担当
 - ・都道府県システム担当
 - ・事業所システム担当
- 合計10名選出

支援



JAHIS 代表

厚生労働省

マネジメント



国保中央会

制度改正の概要説明・全体統括

- ・平成30年度制度改正の概要説明
- ・当会議で決定した内容を全国へ情報展開（事務連絡で発出）
- ・全体統括マネジメント作業

国保連合会システム担当

- ・全国の国保連合会支援
- ・審査支払等システム
- ・報酬マスタ関連
- ・伝送ソフト 等

2. 介護保険制度改正への取組み



介護保険制度改正スケジュール（JAHIS想定案）

		平成29年度（2017年）		平成30年度（2018年）		平成31年度（2019年）	
		4	10	4	10	4	10
主なイベント	国	☆所得指標の見直し（保険料関連）※前倒し実施 ☆高額に関する上限額等の見直し		☆4月施行 ☆8月施行 ☆10月施行 ☆所得指標の見直し（給付関連）		☆改元	
	市町村	H29.8高額サービス費見直し準備		☆認定ソフト 2018配布（簡素化・有効期間延長） ☆認定ソフト 2018配布（提出経路変更）		改元準備	
	JAHIS活動	平成30年度施行分に関する検討参画		システム検討委員会			

平成30度 介護保険制度の主な改正案件

施行時期	No	主な改正案件
平成30年 4月	1	<u>介護保険適用除外施設における住所地特例の見直し</u>
	2	要介護認定に係る業務の簡素化（有効期間のさらなる延長）
	3	要介護認定に係る業務の簡素化（認定審査会の簡素化）
	4	新たな介護保険施設（介護医療院）の創設
	5	介護報酬改定
	6	居宅介護支援事業所の指定権限等の移譲
	7	調整交付金における年齢区分の細分化
平成30年 8月	1	<u>利用者負担割合の見直し（3割負担）</u>
	2	<u>高額介護サービス費の見直し（年間上限の設定）</u>
	3	高額医療介護合算（予防）サービス費の見直し
平成30年 10月	1	福祉用具の保険給付の適正化

介護保険適用除外施設における住所地特例の見直し

- 他市区町村から障害者支援施設等の特定適用除外施設に入所した者が退所して、介護保険施設等に入所した場合について、特定適用除外施設の所在市区町村の給付費が過度に重くならないよう、**保険者の定め方が見直されます。**



内容	現在 (B市からC市への異動後)	平成30年4月1日以降 (B市からC市への異動後)
住所、行政サービス等	C市	C市
介護保険者	B市	A町

※複数の特定適用除外施設に継続して入所していた者については、介護保険施設等に入所する直前の特定適用除外施設への入所に係る支給決定や措置を行った市区町村を保険者としてとされています。

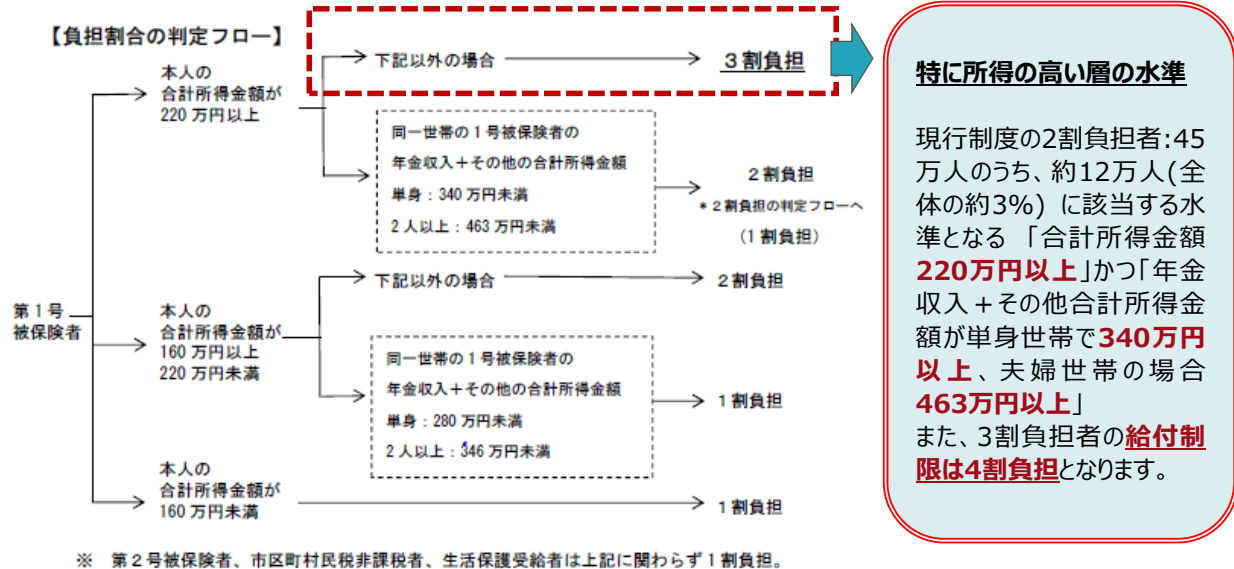
※特定適用除外施設に該当するのは、以下の施設類型となります。

- ・障害者総合支援法に規定する指定障害者支援施設
- ・障害者支援施設
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設国立のぞみの園
- ・生活保護法に規定する救護施設

参考：平成29年7月3日「全国介護保険担当課長会議資料」

利用者負担割合の見直し（3割負担）

- 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の**負担割合が3割**となります。



高額介護サービス費の見直し（年間上限の設定）

- 平成29年8月より高額介護（予防）サービス費の第4段階(所得区分:一般)の月額上限額が44,400円に引き上げられました。1割負担者(年金収入280万円未満)のみの世帯については、過大な負担とならないよう、年間の負担総額が現行の負担最大額(年間上限額:446,400円(37,200円×12))を超えない仕組み(*1)となります。

*1 平成29年8月1日から平成30年7月31日までの間のサービス分に対して適用（平成29年度）。

所得区分	自己負担限度額（月額）		1割負担者に対する年間上限額の設定
一般	44,400円（世帯） ※年間上限額の設定（1割負担者のみの世帯）	➡	1割負担者（年金収入280万円未満）のみの世帯については、 <u>過大な負担とならないよう、年間の負担総額が現行の負担最大額を超えない仕組みとする。</u> （3年間の時限措置） 年間上限額：446,400円（37,200円×12）

高額介護（予防）サービス費相当事業（総合事業高額）についても、同様の取扱いとなります。

3. 介護事業者連携への取組み



今後の活動指針について(1/2)

1. 厚生労働省との連携

厚生労働省の「居宅サービス事業所における業務効率化促進モデル事業」、「介護サービスにおける情報通信技術活用実証研究事業」への参加により、寄与を図る。

また、本WGにおいて「介護のシゴト魅力向上懇談会」の介護事業所における文書量の半減についてベンダー意見を取りまとめた内容を厚労省老健局振興課に提言予定。(平成30年前半)

介護現場のICT活用に関する問題点を洗い出し、業務効率化に向けた提言を厚生労働省へ積極的におこない、業界の標準化の推進を図る。また在宅医療と介護の連携について業界標準のインターフェースの策定にも尽力する。

2. 多職種連携WGへの参画

平成28年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「在宅医療と介護の連携のための情報システムの共通基盤の構築に向けた規格の策定に関する調査研究事業」への参画により、同事業の内容を鑑みながらのJAHIS技術文書「在宅医療と介護間の情報連携におけるデータ項目仕様書」の介護事業書間のケースを拡大推進。

主に、介護事業者間の標準化を重点項目とする。

→ 平成30年度末～平成31年度にかけて、JAHIS技術文書策定へ取り組む予定
(厚労省、JAHIS介護システム委員会との連携必須)

3. 介護事業者連携への取組み



今後の活動指針について(2/2)

3. 標準化への具体的な取組み

「在宅医療と介護間の情報連携におけるデータ項目仕様書」をインプット資料とする。

厚労省「介護サービスにおける情報通信技術活用実証研究事業」の動向

介護事業者間への
検討シーンの拡大
要インターフェースの検討

インターフェース
定義数の確定

各インターフェース項目の
確定

平成30年度末成果物予定

介護事業者間の
情報連携における
データ項目仕様書

● I/Fについて
既存のI/Fの活用を検討
検討シーン(予定)

・居宅支援事業者
⇔介護サービス事業所
・介護事業者間連携

文書量半減・ICT活用に向けた取組状況

「ニッポン一億総活躍プラン」において、「2020年代初頭までに」「ICT等を活用した生産性向上の推進、行政が求める帳票等の文書量の半減などに取り組む」とされている。



○ 行政が求める帳票等の見直し

介護事業所における文書の実態把握を進め、その結果を踏まえつつ、現場の意見を聴きながら、国が求める帳票等の見直しを行うとともに、自治体が独自に求める帳票等を見直すよう自治体に対して要請する等の取組を実施する。

○ ICT化によるペーパーレス化の促進

- ・ 介護事業所が作成文書の見直しやICT化等に取り組みやすくするためのガイドラインを作成し、普及を図る。（平成30年度概算要求）
- ・ 介護事業所間の情報連携に関して、今後求められる情報の内容やセキュリティのあり方を検討するなど、ICTの標準仕様の作成に向けた取組を実施する。（平成30年度概算要求）

介護事業所における生産性向上推進事業【新規】

平成29年度予算額 平成30年度概算要求額
0千円 → 900,000千円

1 目的

- 介護事業所における生産性向上については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）において「実際に生産性向上に取り組む地域の中小企業、サービス業に対する支援を図る」とこととされていることから、介護サービスにおける生産性向上のガイドラインの作成等を行う。

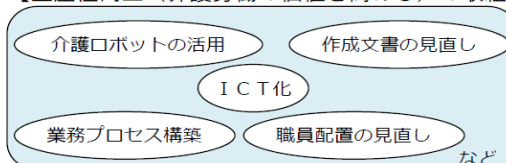
2 事業内容

- 介護保険サービスの生産性を向上するため、
 - ① サービス種別毎にICT化・介護ロボットの活用による業務の効率化、業務プロセス・作成文書の見直し等の調査研究を実施
 - ② 調査研究を踏まえ、介護事業者が組織的に生産性向上に取り組みやすくするためのガイドラインを作成
 - ③ ガイドラインの介護事業者への普及啓発活動の実施
 により、介護業界における生産性向上の横展開を支援し、介護分野における生産性向上を強力に推進する。

3 実施主体

- 国（民間団体等への委託を想定）

【生産性向上（介護労働の価値を高める）の取組】



- ① 調査研究の実施
- ② ガイドラインの作成
- ③ 普及啓発活動

居宅サービス事業所におけるICTの導入に向けた取組状況

平成27年度補正予算（予算額：600万円）【平成27年度実施済み】

⇒ 訪問介護及び通所介護の業務におけるICT導入の効果を調査。

- ・ 「日々のサービス内容の記録業務」、「事業所内の情報共有業務」、「介護報酬請求業務」がICT機器の導入による効果が大きい業務であった。

平成28年度当初予算（予算額：1.3億円）【平成28年度実施済み】

⇒ 新規にICTを導入することによる効果（業務に要する時間の変化）を検証。

- ・ 記録作成・情報共有業務について、36事業所で検証を実施した結果、23事業所（64％）で減少、13事業所（36％）で増加。
- ・ 介護報酬請求業務について、15事業所で検証を実施した結果、13事業所（87％）で減少、1事業所で増加、1事業所は変化なし。

平成28年度補正予算（予算額：2.6億円）【平成29年度実施】

⇒ 複数の居宅サービス事業所の連携（異なるベンダー間を含む）に向けた課題を整理する。また、介護事業所に対して現状のICT機器の導入状況等のアンケート調査を行う。

平成29年度当初予算（予算額：2.3億円）【平成29年度実施】

⇒ 規模の小さい介護事業所を含めた市町村単位での連携モデル事業を実施する。また、ICTにおける標準仕様の構築のために、各ベンダーのシステム仕様を調査する。

【平成30年度概算要求：2.7億円】

- 介護事業所におけるICT化を全国的に普及促進するため、介護事業所間の情報連携に関して、今後求められる情報の内容やセキュリティ等のあり方を検討するなど、ICTの標準仕様の作成に向けた取組を実施する。



今後のスケジュール(JAHIS想定案)

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
■ 国の主なイベント	☆介護サービスの生産性向上 介護サービスにおける情報通信技術活用 実証研究事業	☆介護保険平成30年度改正 (第7期事業計画) 医療等IDの一部運用開始 (オンライン資格確認等)		
■ 介護事業者間における連携内容のインタフェース仕様書(案)		9月		
■ JAHIS内技術文書化検討		1月		
■ 厚生労働省 老健局への働きかけ 情報公開	3月 ☆介護のシゴト魅力向上 (介護事業所における文書面の 半減検討) に関してベンダー意見 の提言を実施	3月	インタフェース公開予定	
■ 連携開始予定 (平成31年度以降)				

4. 後期高齢者医療制度への取り組み



番号制度対応に関する活動

1. 活動概要

住所地特例見直し、地方税制度見直し、機器更改、番号制度データ標準に関し、リーダー・サプリーダー企業を中心に、厚労省・国保中央会に対して①システム仕様に関する調整、②情報連携に関する運用検討等に関する支援を実施し、これらの情報をメールや会議で会員に情報共有を行った。また、同じくリーダー・サプリーダー企業を中心に広域連合側標準システムの情報連携対応の先行評価を支援するなど、当該活動によって制度の安定な稼働に貢献した。

2. 今後の取り組み

軽減特例制度の段階的な見直し、番号制度の情報連携に関するデータ標準の改版等に関して、リーダー・サプリーダー企業を中心に、厚労省・国保中央会に対して、①システム仕様に関する調整、②情報連携に関する運用検討に関する支援を引き続き実施し、これらの情報をメールや会議で会員に情報共有を行う。



その他法改正に関する活動

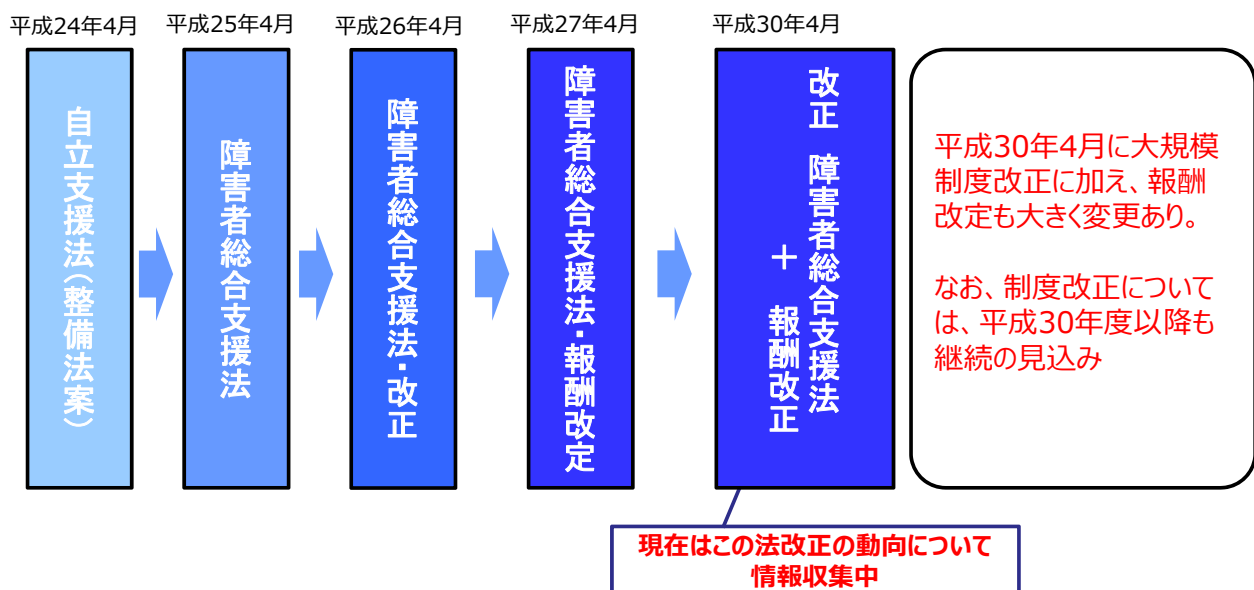
1. 活動概要

元被扶養者の軽減特例措置の縮小・廃止に関する高確法改正や、地方税法の改正等について、市町村側支援システムに関する影響分析支援を、リーダー・サプリーダー企業を中心に、厚労省・国保中央会に対して実施し、システム仕様整理や国の事業予算策定等に貢献した。また、これらの情報や事務連絡の共有、システム仕様の調整に関する予備調査を、メール等で会員に対して実施した。

5. 障害者総合支援法改正への取り組み



平成30年4月1日より「改正 障害者総合支援法」が施行



5. 障害者総合支援法改正への取組み



平成29年12月11日 第88回 社会保障審議会障害者部会資料が掲載されました！

平成28年5月25日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、国民健康保険中央会に「障害者総合支援法等審査事務研究会」を設置、審査事務の効率的な実施等にむけた議論が重ねられております。さらには、社会保障審議会障害者福祉部会においても、各種制度改正に関し検討が重ねられ、報酬改正検討チームの議論状況や平成30年4月の制度改正にむけた情報が共有されております。

https://www.kokuho.or.jp/concern/concern_care.html

* 障害者総合支援法等審査事務研究会報告書

「障害福祉サービス等の給付費等にかかる審査支払事務の効果的、効率的な実施について
～国保連合会への審査機能の追加に向けて～」(全体版・概要版)



<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126730>

* 社会保障審議会(障害者部会)議事録等

なお、平成30年4月制度改正にむけては、審査関連のインタフェース仕様書や新高額に関する事務連絡が発出されるなど、昨年末にかけて様々な情報が発出されております。

ただし、**政省令が当初の「夏頃」の予定から遅延しており、現在はその公布が待たれるところとなっております。**



5. 障害者総合支援法改正への取組み



市町村システム開発にむけ各種仕様が開示され始めておりますがまだ不足状況！

概要設計等の一部開発は進められますが、詳細なシステム開発にはまだ情報不足の状況です。

No.	制度改正案件	仕様開示状況	状況	開示資料
1	自立生活援助の創設	一部	算定構造が未提示	報酬改定検討チーム資料(※) 平成29年11月28日 インタフェース仕様書(市町村編)
2	就労定着支援の創設	一部	算定構造が未提示	
3	居宅訪問型児童発達支援の創設	一部	算定構造が未提示	
4	重度訪問介護の訪問先の拡大	一部	加算の追加の可能性あり	
5	保育所等訪問支援の支援対象の拡大	一部	加算の追加の可能性あり	
6	医療的ケアを要する障害児に対する支援	一部	加算の追加の可能性あり	
7	共生型サービス	未開示	IFおよびサービスコード、算定構造が未提示	報酬改定検討チーム資料(※)
8	報酬改定(平成30年)	一部	IFおよびサービスコード、算定構造が未提示	
9	自治体による調査事務・審査事務の効率化	開示済	審査対応のIF仕様書で提示済	平成29年8月24日 インタフェース仕様書(市町村編)
10	高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用(新高額障害福祉サービス等給付費)	一部	事務連絡で事務手続(事前連絡)は開示済 具体的な運用は不明	平成29年11月14日事務連絡
11	補装具費の支給範囲の拡大(貸与の追加)	一部	障害者部会資料にてフローは提示済	平成29年9月20日 第86回障害者部会資料
12	その他制度改正の対応	開示済	審査対応のIF仕様書で提示済	平成29年8月24日 インタフェース仕様書(市町村編)

(※)障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(平成30年度報酬改定) 掲載資料

5. ご参考：障害者総合支援法・見直しに関する事項

平成28年6月3日（障発0603第1号）における事務連絡にて障害者総合支援法及び児童福祉法一部改正案の施行について発出されました。

1. 改正概要

- (1) 自立生活援助の創設
- (2) 就労定着支援の創設
- (3) 居宅訪問型児童発達支援の創設
- (4) 重度訪問介護の訪問先の拡大
- (5) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- (6) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
- (7) 共生型サービス
- (8) 報酬改正（平成30年）
- (9) 自治体による調査事務・審査事務の効率化**
- (10) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用**
- (11) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- (12) その他制度改正対応
 - * 国保連合会とのインタフェース仕様変更
 - * 実績記録票のレイアウト変更
 - * 新サービス追加に伴う、番号連携（副本登録）対応

平成29年11月14日「高齢障害福祉サービス等給付費の支給拡大に係る事務手続き等について」(事前連絡)が発出されております。さらには、12月14日には「【情報提供】法改正で新たに発生する新高額サービス費に関して」としてJAHIS福祉システム委員長より情報発信されております。

本制度は、介護保険制度まで絡めて、大きく様変わりする制度であり、自治体の運用や、各市町村システムに多大な影響を及ぼすものとなっております。本件については、今後も提供される情報を注視する必要があります。

なお、JAHISでは、本件に係る算定処理を国保連合会へ委託することを推奨しております。（制度概要：後頁参照）

5. ご参考：(9) 自治体による調査事務・審査事務の効率化



点検・審査や受給者異動において大幅な運用へ納の見込み

目的・背景

障害福祉サービス関係費は、利用者増に伴い10年間で2倍以上に。
障害者総合支援法施行3年後の見直しに向けた提言。
「市町村による給付費等の審査を効果的・効率的に実施できるよう、現在支払事務を委託している国民健康保険団体連合会について、審査を支援する機能を強化すべき。」

状況

「障害者総合支援法等審査事務研究会」が国保中央会に設置され、平成28年5月～12月にかけて、計6回にわたり、5観点での負荷軽減に向けた議論を実施。

1. 事業者の請求、 2. 国保連合会の一次審査（※現行「事務点検」）
3. 市町村審査、 4. 審査用資料、 5. 台帳整備

<報告書> URL : https://www.kokuho.or.jp/concern/concern_care.html

平成29年度も審査支払事務の効果的・効率的な実施に向けて、引き続き研究会が行われております。



5. ご参考：国保連合会との受給者異動連携を月1回→2回へ対応

台帳誤り等を早期に解消することで、国保連合会の一次審査でのエラー対応等の作業負担の低減を図るため、以下のスケジュールの前倒し（2段階）で実施することが提言されました。



※平成28年12月28日 障害者総合支援法等審査事務研究会報告書より一部引用

運用のポイント

月に2回異動の運用は各都道府県国保連合会により対応が異なる可能性があるため、事前に国保連合会、また各市町村における運用方針、スケジュール等の確認・調整が必要です。(現行どおり1回のみ連携も対応)



5. ご参考：(10) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

障害福祉サービス利用時の負担額が0円（低所得者）だった住民が、65歳に到達し介護保険に移行した際に発生していた利用者負担額を償還する制度が平成30年4月から始まります。

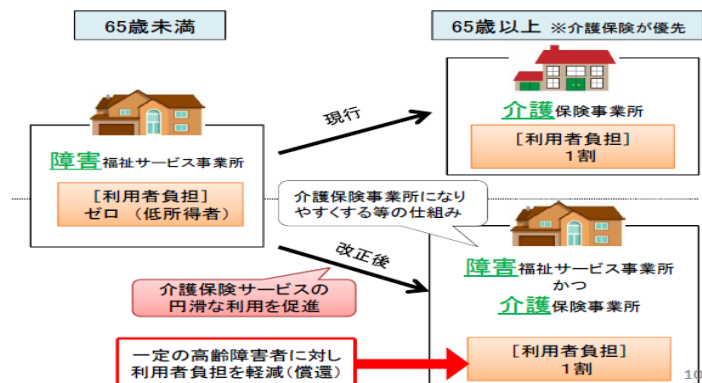
具体的内容

- 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

【対象者】

- ・ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
 - ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
 - ・ 一定程度以上の障害支援区分
 - ・ 低所得者
- (具体的な要件は、今後政令で定める。)

※ この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。



※平成29年8月17日 社会保障審議会障害者部会（第85回）資料より一部引用

当制度は高額障害福祉サービス費の支給に関する政令として、「障害者総合支援法施行令第43条の5」に第6項が追加されます。(現行の高額は「第1項」になります。)

なお、「新高額障害福祉サービス等給付費」は今後「新高額」という俗称にて扱われることとなります。



5. ご参考：既存高額と新高額の違い（要件比較）

高額障害福祉サービス等給付費は市町村民税が課税対象となる住民が支給対象でしたが、新高額の支給対象は課税区分が非課税の住民になり、既存高額と新高額で制度の重複は発生しません。

■ 既存高額と新高額の支給要件の比較

	既存高額	新高額
課税区分	市町村民税課税	市町村民税非課税
※所得区分	一般	低所得 1, 低所得 2, 生活保護
対象者の主たる利用サービス	障害福祉サービス	介護保険サービス
サービス種類	指定しない	指定（※）
算定対象	世帯	個人（65歳以上）
償還対象金額	世帯算定基準額を超えた支払額	介護保険の利用者負担額

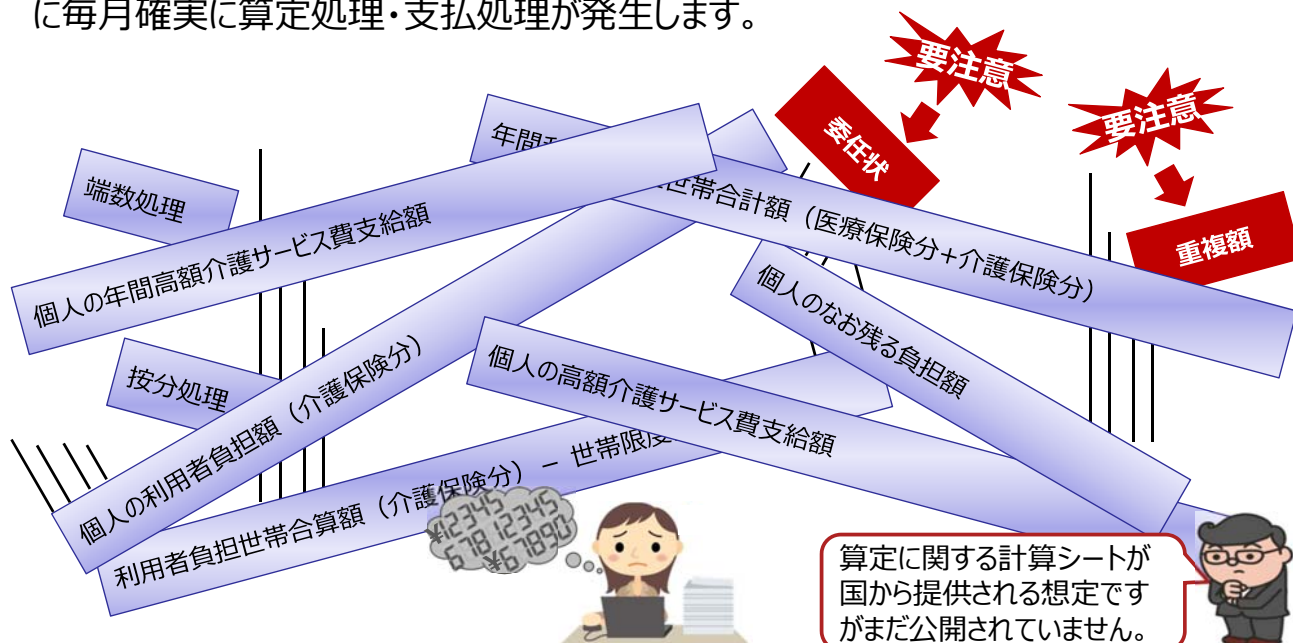
※65歳に達する前5年間連続で障害福祉サービスのうち「居宅介護」「重度訪問介護」「生活介護」「短期入所」を支給決定し、かつ65歳以降は介護保険で障害福祉サービス相当介護サービスを支給決定を受けることを要件としています。

新高額は既存高額と比較しても、対象者・支払対象額・算定対象の全てが異なります。また、生活保護者（被保護者）も対象となります。

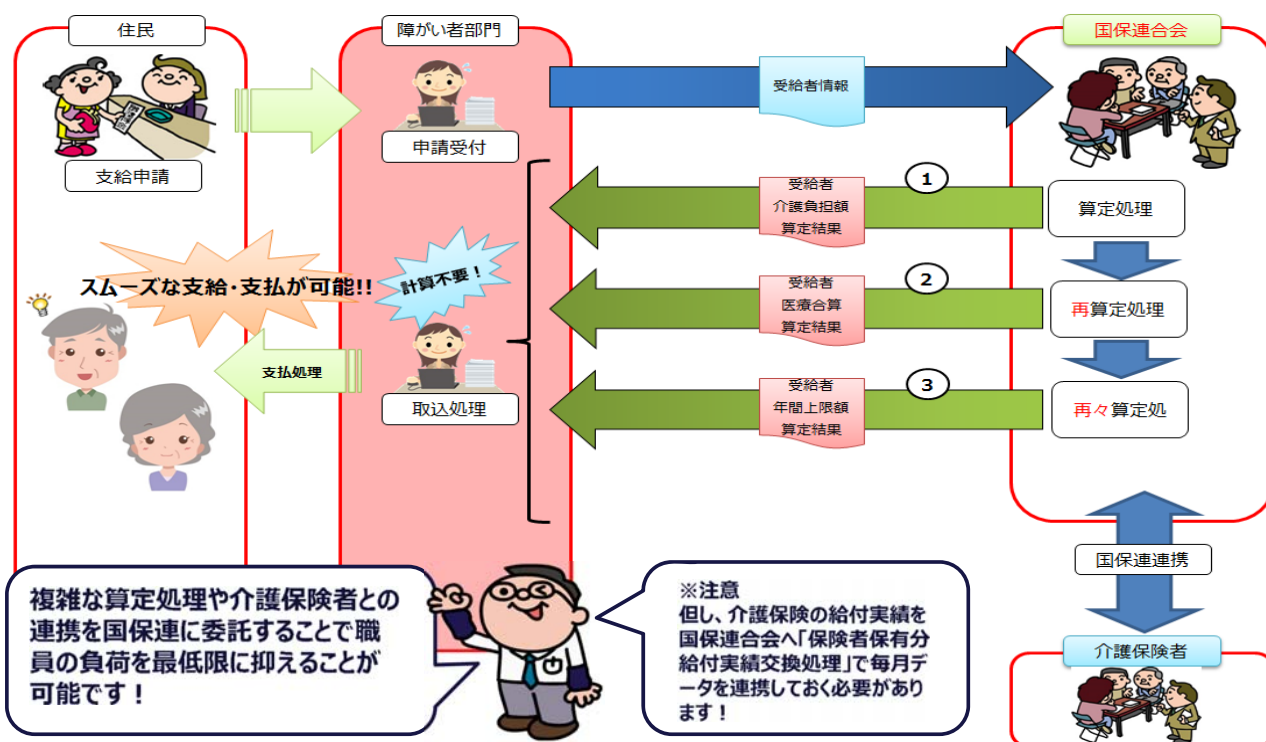


5. ご参考：新高額の算定により事務負担が増加見込み（事務整理が必須！）

新高額の算定処理は既存高額と違い、利用者負担額を償還対象とするため対象者に毎月確実に算定処理・支払処理が発生します。



5. ご参考: 新高額の算定処理を国保連合会へ委託(算定事務負担を軽減!)



© JAHIS 2018

29

5. ご参考: 国保連へ委託した場合の自治体に残る事務を整理!

新高額の算定処理を国保連に委託した場合、市町村事務として残る事務は勧奨通知・申請受付・支給勧奨・支払のみとなります。

処理の流れ	新高額の国保連委託運用	新高額の自庁運用
1	対象候補者からの届出受理	対象候補者からの届出受理
2	国保連連携 (異動・算定結果取込)	対象者情報の介護保険者連携
3	対象者からの支給申請・決定	対象者の負担額情報取込
4	支払処理	自庁算定処理
5	-	対象者からの支給申請・決定
6	-	支払処理

※国保連の算定処理は、高額介護サービス費【年額】、高額介護医療合算サービス費も実施。

複雑な算定処理を国保連合会に委託することで算定処理を除いた勧奨通知・申請受付・支給勧奨・支払のみ残る形になり、算定額の保証も国保連で可能です。
(国保連合会への運用委託を推奨します)



© JAHIS 2018

30

障害者総合支援給付支払等処理システム検討委員会 (略称:障害者システム検討委員会)

主催者: 国保中央会

各システムの標準化の支援

- ・事務処理コンサルタント担当
- ・市町村システム担当
- ・都道府県システム担当
- ・事業所システム担当
- 各2名ずつ 合計8名選出

法改正の概要説明・全体統括

- ・総合支援法の見直し改正の論点の説明
- ・当会議で決定した内容を全国へ情報展開
(事務連絡で発出)
- ・全体統括マネジメント作業

支援
JAHIS 代表

厚生労働省

マネジメント

国保中央会

国保連合会システム担当

- ・全国の国保連合会支援
- ・支払等システム
- ・報酬マスタ関連
- ・請求簡易入力 等

6. 子ども子育て支援施策への取り組み



内閣府などへの提言活動・情報収集

1. 活動概要

制度施行時より、リーダー・サブリーダーの2名にて、内閣府への提言、情報収集活動を行ってきた。また、平成29年7月に開始された子育てワンストップの準備に向け内閣官房 社会保障改革担当室に対して、JAHISの活用による情報共有について申し入れを行った。

経産省主催の5府省による検討会「保育現場のICT化・自治体手続等標準化検討会」に金本委員長が委員として選出され、JAHISとして当該検討会への情報収集、情報提供をおこなった。

2. 今後の取り組み

平成30年度は、自民党の公約でもある幼児教育無償化の拡充のほか、児童手当や児童扶養手当の制度改正が検討されている。こうした少子化を背景とした制度改正の本格化に対して提言活動を継続して行う。

また、前項の「保育現場のICT化・自治体手続等標準化検討会」は子ども・子育て支援制度の請求事務の抜本的な変更に関与する可能性があり、これを継続的に提言活動の対象とする。



☞ 自民党の選挙公約として幼児教育無償化の拡大など、制度の拡充が加速化

1. 消費税の使途変更による2兆円政策パッケージの推進

◆自民党は「人づくり革命」の一環として教育無償化などの2兆円政策パッケージを推進。財源は消費税の使途変更と財界からの3000億円の拠出。19年4月から幼児教育保育の無償化を先行実施。

【検討中の内容(報道等による)】

- ・幼児教育・保育は、0～2歳児は住民税非課税世帯(年収約250万円未満)を対象に無償化する。
- ・3～5歳児は、保護者の所得に関係なく認可保育所や幼稚園、認定こども園の利用者は無償化する。
- ・認可外施設については、有識者会議を設置して無償化対象などを検討し来年夏までに結論を出す。
- ・保育士の待遇改善も継続検討。

2. 児童手当、児童扶養手当の制度改革が検討

◆児童手当、児童扶養手当について以下の通り制度改革が検討されている。
一部報道先行で実態と乖離している様相もあることから、JAHISとして内閣府に対する提言、情報収集を強化することで、円滑な制度改革施行を図る。

【児童手当(報道等による)】

- ・19年度予算からの反映を前提として以下が検討されている。
 - ①所得制限の世帯合算
 - ②特例給付の廃止
 - 少子化対策に逆行するとの意見もあり、政府内でも意見が統一されていない。報道先行の側面がある。

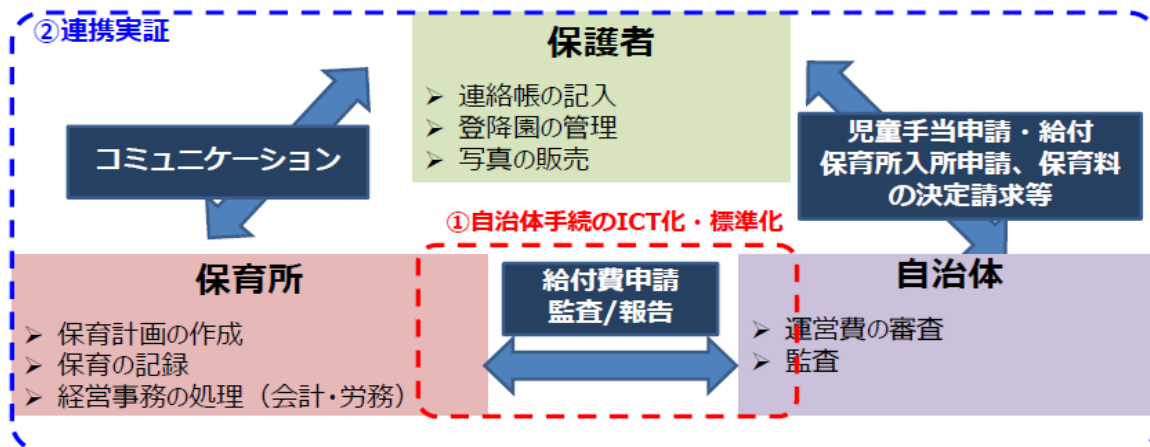
【児童扶養手当(報道等による)】

- 平成30年度より
 - ・所得制限限度額の引き上げ
 - ・公共用地取得による土地代金等にかかる特別控除
- 平成31年度より
 - ・支給回数の見直し

6. 参考：経産省主催の「保育現場のICT化・自治体手続等標準化検討会」より

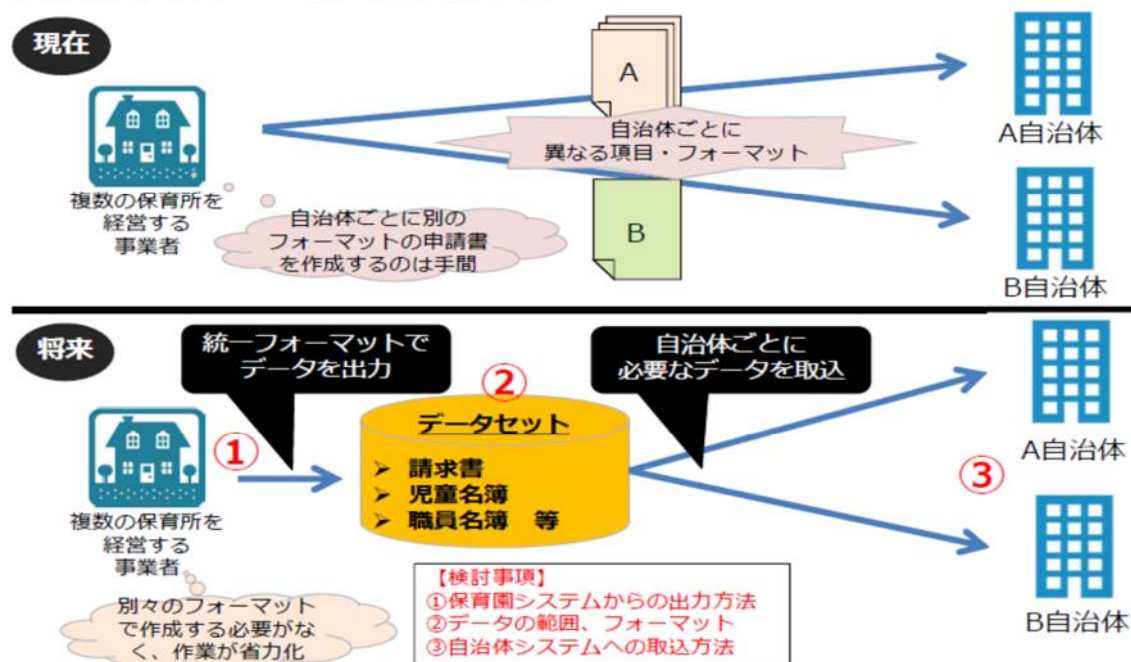
保育のICT化の全体イメージ

保育に関する手続や、情報等のやり取りについては、保護者・保育所・自治体間それぞれでICT化により効率化できる部分があると考えられるが、本検討会は自治体手続のICT化・標準化を中心に、実証・標準化に向けた検討等を行う。



6. 参考：経産省主催の「保育現場のICT化・自治体手続等標準化検討会」より

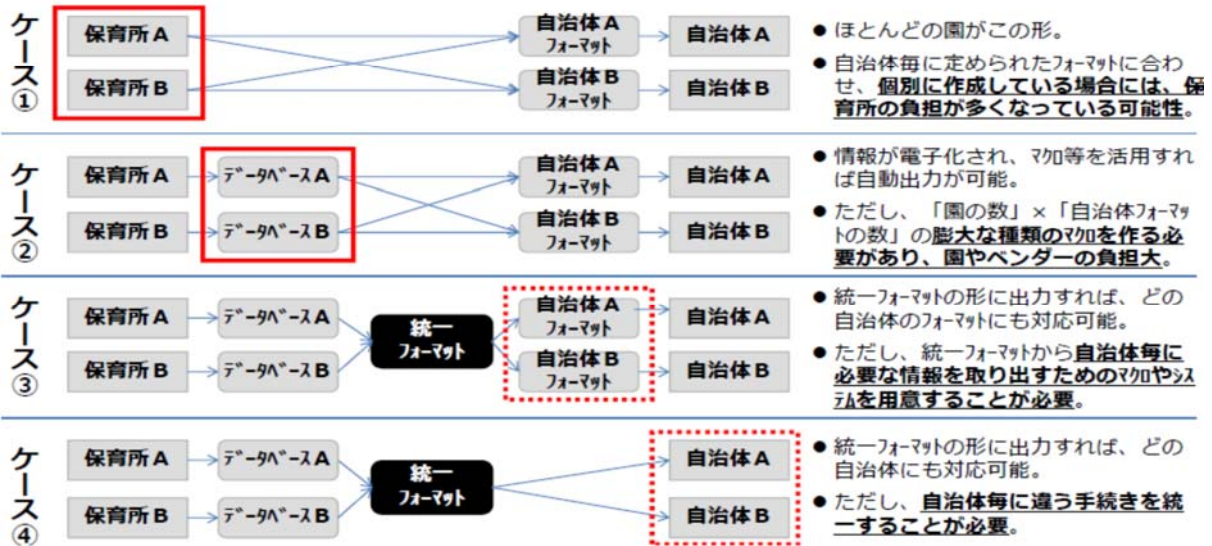
自治体手続のICT化・標準化のイメージ



6. 参考：経産省主催の「保育現場のICT化・自治体手続等標準化検討会」より

自治体手続のICT化・標準化のイメージ（詳細パターン分け）

- 保育所（保育士）の業務負担を軽減していくためには、手続の統一化が必要。
- ただし、現在自治体が行っている手続を尊重する必要もあり、ICTの活用が不可欠。



7. 国民健康保険都道府県化への取組み



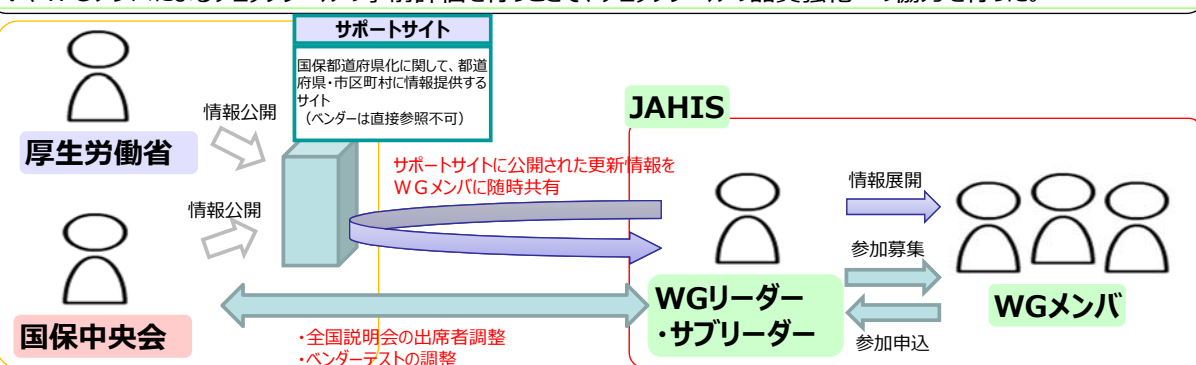
システム検討会における検討や提言活動

1. 活動概要

平成27年5月に国民健康保険の都道府県化に関する関連法案の成立を受けて「国保保険者標準事務処理システム検討会」（非公開）が設立され、WGリーダーとサブリーダーの3名がオブザーバーとして招聘された。会議の場ではシステムベンダーとして専門的立場での提言活動を行った。

また、厚労省（国保中央会）が市町村向けサポートサイトに公開している情報をメンバーにML（メーリングリスト）を通じて広報し、情報入手を公開と同時に実施できるように対応するとともに、厚労省が開催した全国説明会に対してベンダー側にもタイムリーに情報が共有されるようJAHIS側としての参加者を調整した。

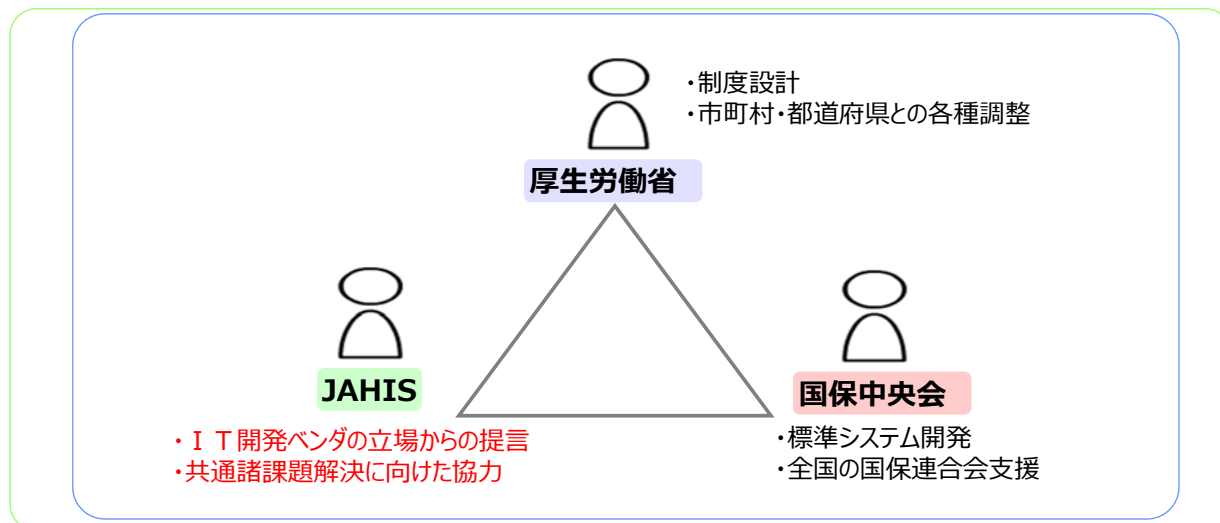
情報集約システムとの連携について、チェックツールが市町村に正式提供される前に先行提供の依頼を中央会に行い、WGメンバーによるチェックツールの事前評価を行うことで、チェックツールの品質強化への協力を行った。



2. 今後の取り組み

平成30年4月から新制度が施行される。施行当初はシステム運用面での課題等が発生することが想定されることから厚生労働省、国民健康保険中央会と連携を図りながら情報収集をおこない、IT開発ベンダの立場から積極的な提言をおこなう。

また、新制度施行後も高額療養費の年間上限額の対応や、医療保険のオンライン資格確認に向けた対応などが予定されているため、厚生労働省、国保中央会と連携を図りながら共通課題解決に向けての協力をおこなう。



7. 国民健康保険都道府県化への取組み(参考資料)



制度見直しの背景

国民健康保険は、元々は被用者保険の加入対象とならない自営業者とその家族を主たる対象としていた医療保険制度ですが、昨今の経済情勢・就業形態の多様化・高齢化の進展など環境の変化により、非正規労働者や年金生活者等の無職者が7割を占める状況となっています。その結果、国民健康保険は「政管健保及び組合健保の加入者と比べて平均年齢が高く、所得水準が低い」と言え、他の医療保険制度に比べ、財政基盤の脆弱さが、問題視されていました。

これらの問題点を解消するための**財政基盤強化の一環として平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととし制度の安定化を図ることとなりました。**これが国保都道府県化の背景になります。

具体的な都道府県と市町村の役割は次のとおりとなります。

(都道府県)

県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村ごとの分賦金決定及び標準保険料率等の設定、保険給付に要する費用の支払い、市町村の事務の効率化・広域化等の促進を実施します。

(市町村)

地域住民と直接顔の見える関係の中、保険料の徴収、資格管理・保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担います。

後期高齢者医療制度における広域連合と市町村との関係をイメージしていただければ、わかりやすいと思います。(実際には制度としては異なります)。

7. 国民健康保険都道府県化への取組み(参考資料)



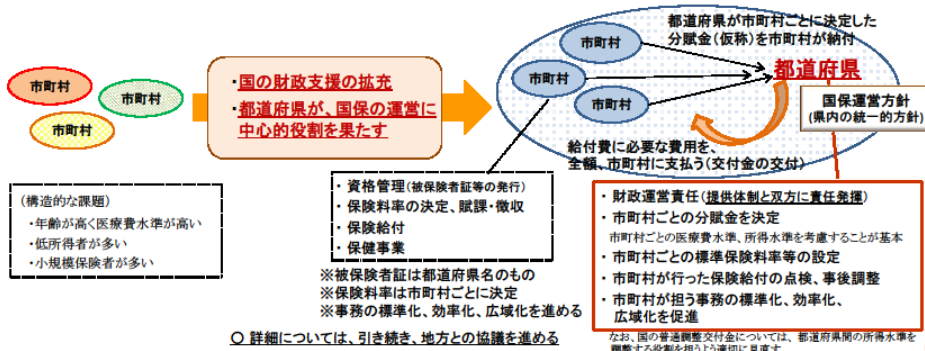
運営の在り方の見直しについて

国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）

- 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
 - ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
 - ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
 - ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進
- 市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



© JAHIS 2018

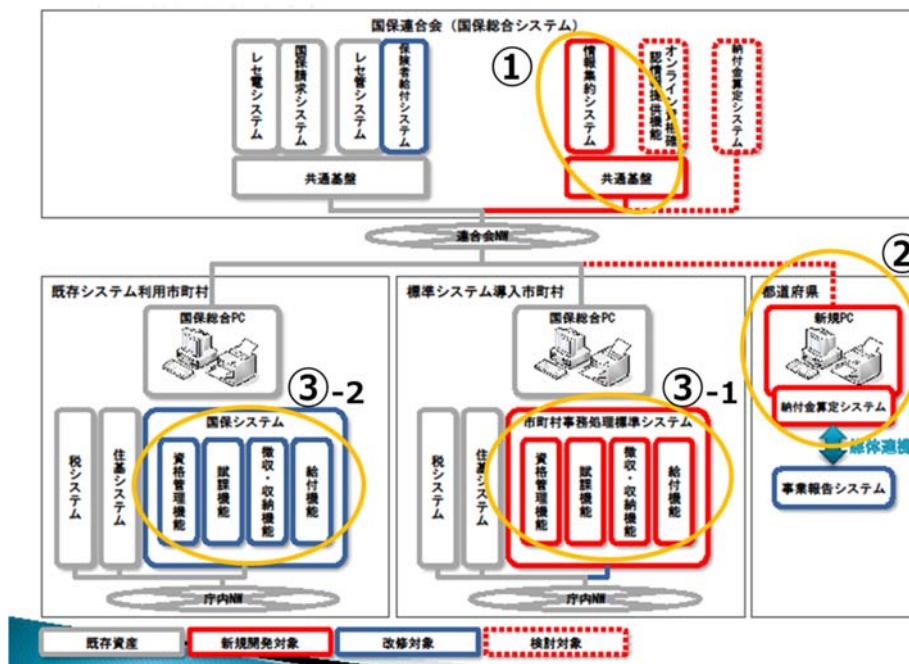
「厚労省：第5回 国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議資料（平成27年2月27日）より抜粋

41

7. 国民健康保険都道府県化への取組み(参考資料)



制度運営のシステム全体イメージ



© JAHIS 2018

「国保中央会：国保保険者標準事務処理システムに係る全国説明会資料（平成27年11月27日）より抜粋」

42

7. 国民健康保険都道府県化への取組み(参考資料)



制度運営のシステムについて

【制度を運営するためのシステム】

制度を運営するためのシステムは次の3つになります。

(都道府県用システム)

①国保情報集約システム

②国保事業費納付金等算定標準システム

(市町村用システム)

③国保システム(「市町村事務処理標準システム」または「既設国保システム」)

【システム概要】

①国保情報集約システム

県域(広域)で医療保険行政を実施するために、県域内の被保険者の資格情報や保険料納付情報や給付情報を連携するための情報集約基盤であり、都道府県に設置されます。

②国保事業費納付金等算定標準システム

市町村ごとの分賦金決定及び標準保険料率等の設定するために、算定(シミュレート)などを実施するシステムであり、都道府県に設置されます。

③国保システム

現在、市町村にて実施している国民健康保険システム同様、資格管理、保険料計算、給付管理を実施します(これまでの国民健康保険システムと大くくりな部分としては同じ)。またあわせて①、②と情報連携(資格情報、保険料納付情報、給付情報など)を実施します。

この際、利用するシステムは、**国(国保中央会)にて開発し、利用希望した市町村に配布する「市町村事務処理標準システム」(③-1)と、既設国保システムを改修して対応(③-2)する2パターンとなります。**

被保険者番号の個人単位化と資格履歴の一元管理

現状・課題

○世帯単位での付番

- 現在の被保険者番号は、基本的に**世帯単位**。保険者は個人(特に被扶養者)の状況把握までは求めていない。適切な保険制度の運用のためにも、保険者として、個人単位での状況把握をどう行うかが課題。
- 今後、保健事業を通じた被保険者の健康管理等の役割が保険者に一層期待されている中、**個人単位でデータを連結できない現在の状態は、データヘルスの推進の観点からも課題。**

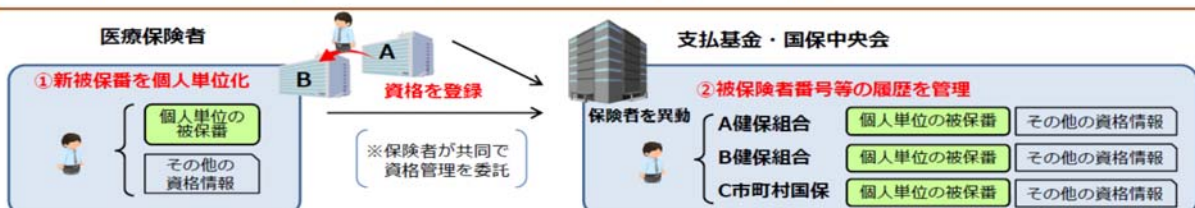
○保険者ごとの管理

- 各保険者でそれぞれ被保険者番号を付番しており、**資格管理も保険者ごと。**
- 加入する保険が変わる場合、個人の資格情報(※)は引き継がれず、**継続的な資格管理がされていない。**

※氏名、生年月日、性別、被保険者番号、資格取得日、負担割合など

対応方針

- 加入する保険が変わっても、個人単位で資格情報等のデータをつなげることを容易にするため、**被保険者番号を個人単位化。**(※医療等分野の情報連携に用いる識別子(ID)としての活用も想定。)
- 新しい被保険者番号も保険の変更に伴い変わることとなるが、加入する保険によらず資格情報等を連結させて管理するため、個別の保険者に代わって**支払基金・国保中央会が一元的に管理**する。
※ マイナンバー制度の情報連携のために構築されている既存のインフラを活用



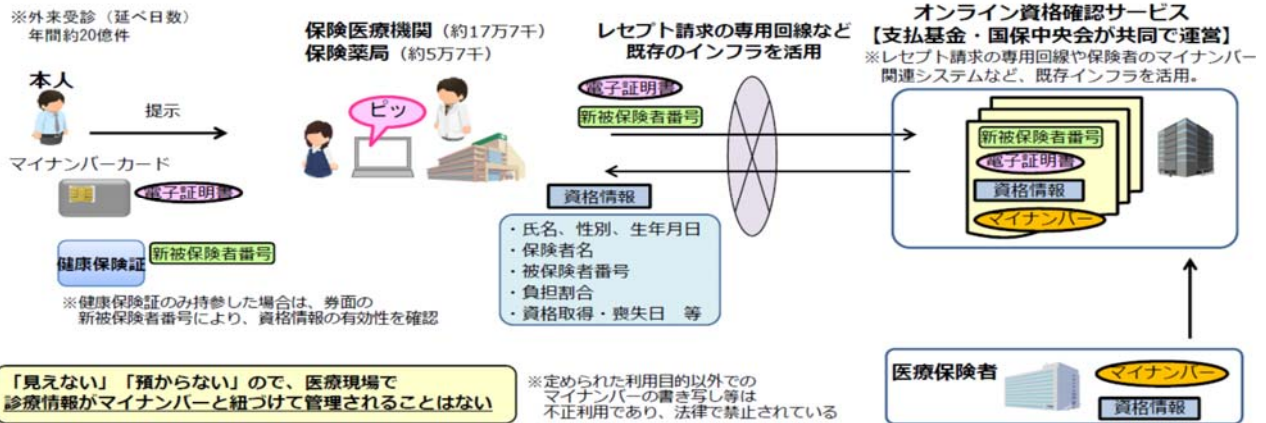
オンライン資格確認

現状・課題

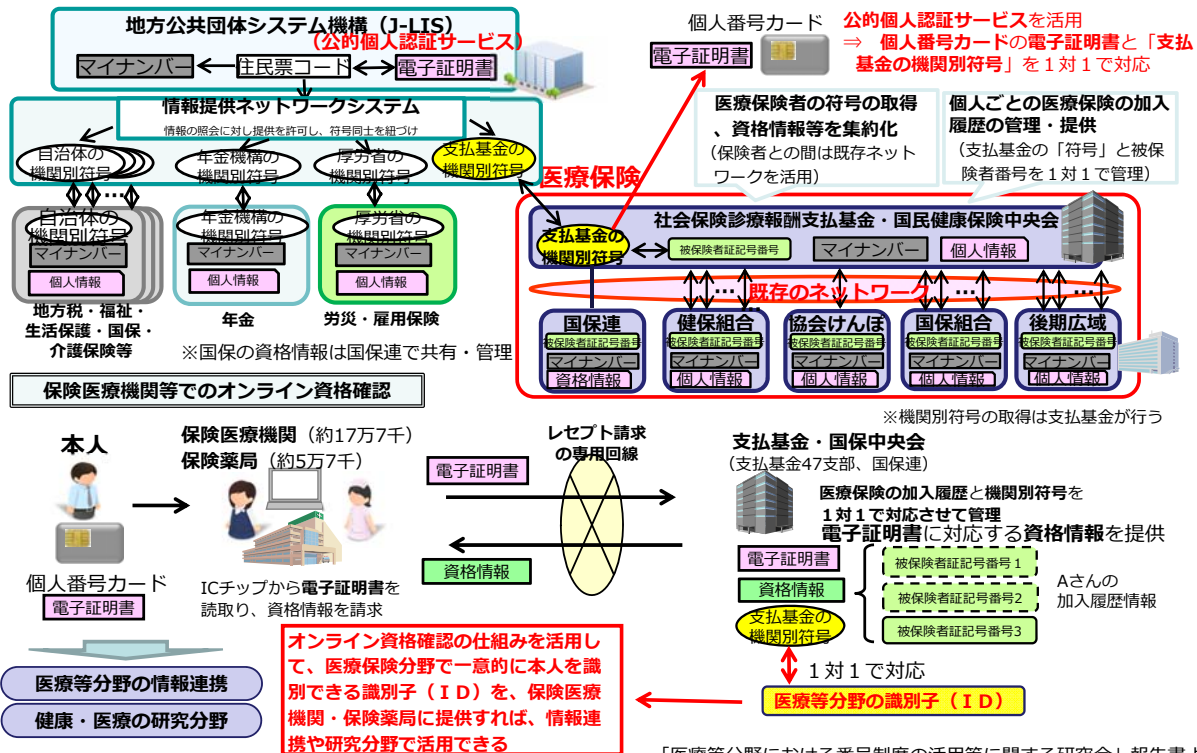
- ・ 現行の健康保険証による資格確認では、資格喪失後の未回収の保険証による受診や、それに伴う過誤請求が請求時に判明。保険者・医療機関等の双方に負担が発生。

対応方針

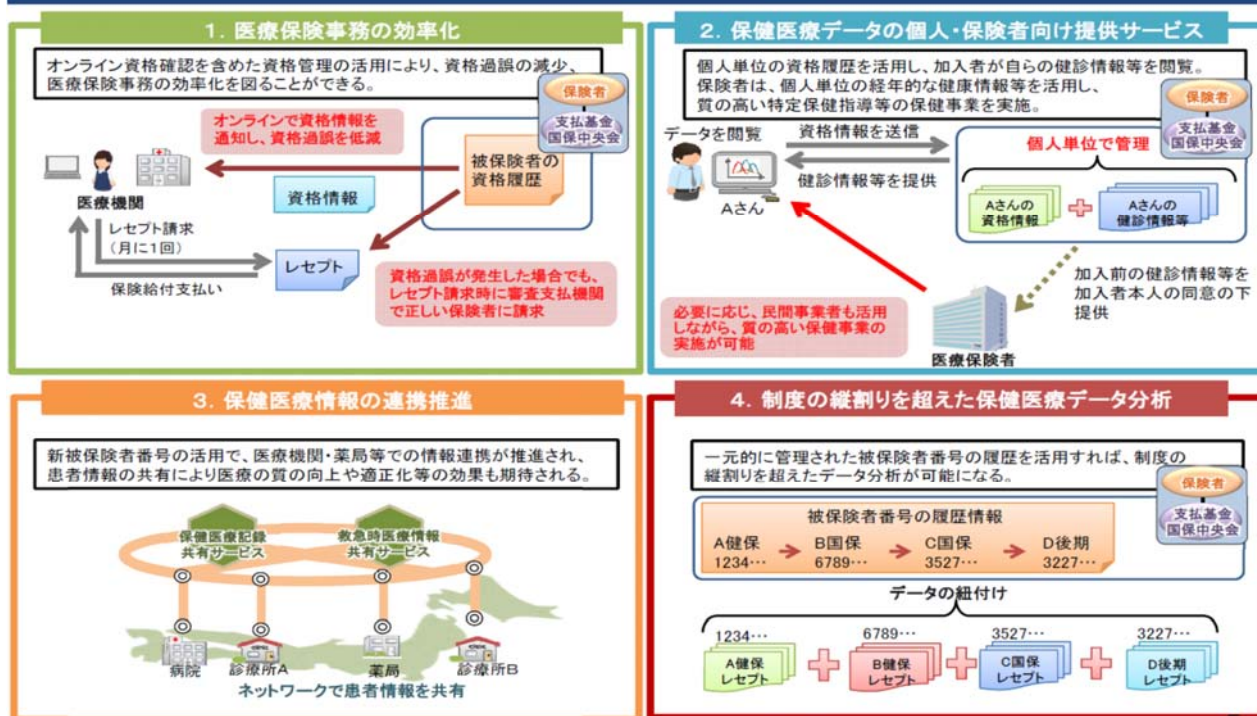
- ・ マイナンバーカードの電子証明書を保険医療機関・薬局の窓口で読み取って、受診時やレセプト請求前等にオンラインで支払基金・国保中央会に資格情報を照会・確認する仕組みを整備する。



マイナンバーのインフラを活用した医療等分野の識別子（ID）の体系のイメージ



被保険者番号の活用可能性



※ 個人単位化された被保険者番号は、医療等分野の情報連携に用いる識別子 (ID) としての活用も見込まれる。

一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会

今年の4月に各業務で大規模な制度改革が控えています・・・

さらにその先に2025年問題 (平成37年) があり、**持続可能な社会保障制度の確立は急務**となっています。

抜本的な制度設計の見直しや**自治体クラウドの推進やビックデータ利活用の構想**も着々と進められています。

引き続き、この分野の動向に注視をお願いします !!



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

ご清聴ありがとうございました